

静岡県教育委員会

議事録

平成 30 年度 第 10 回定例
10 月 5 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 10 月 5 日に教育委員会第 10 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 30 年 10 月 5 日（金） | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 13 時 50 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀 委 員 渡 邊 靖 乃 委 員 斉 藤 行 雄 委 員 藤 井 明 委 員 加 藤 百合子 委 員 伊 東 幸 宏 | | |

| | | |
|----------|----------|------------|
| 事務局（説明員） | 鈴 木 一 吉 | 教育部長 |
| | 松 井 和 子 | 教育監 |
| | 渋谷 浩 史 | 理事（総括担当） |
| | 赤 石 達 彦 | 理事兼社会教育課長 |
| | 若 月 伸 隆 | 教育総務課長 |
| | 赤 堀 健 之 | 教育政策課長 |
| | 木 野 雅 弘 | 財務課長 |
| | 須 山 智 佐子 | 福利課長 |
| | 宮 崎 文 秀 | 義務教育課長 |
| | 小野田 裕 之 | 高校教育課長 |
| | 山 崎 勝 之 | 特別支援教育課長 |
| | 名 雪 元 | 健康体育課長 |
| | 中 川 好 広 | 文化財保護課長 |
| | 山 田 貞 己 | 静東教育事務所長 |
| | 太 田 修 司 | 静西教育事務所長 |
| | 三 科 守 | 中央図書館長 |
| | 塩 崎 克 幸 | 総合教育センター所長 |
| | 後 藤 祐 介 | 教育総務課監察班長 |

4 その他

- (1) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

報告事項 1 監査結果に関する報告

教 育 長： 報告事項 1 「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 今後の対応について、事故削減プログラム e-ラーニングを受講しているところがあるが、教育委員会事務局の職員も受けているか。

理事（総括担当）： システム上の制限により e-ラーニングを導入できないため、事務局職員は受講していない。

渡 邊 委 員： 吉原高校の措置状況には 100 パーセント実施という記載がないが。

理事（総括担当）： 今後、当然 100 パーセント実施していく。

渡 邊 委 員： 監査で指摘を受けることの重大さについて考えてもらい、世間の人達もしっかりと見ているのだということを一人生が認識するいい機会であると思う。監査の指摘を一過性のものとするのではなく、重く受け止めて、次のステップへと繋げて欲しい。

藤 井 委 員： 教育委員会事務局の話に戻るが、e-ラーニングを導入できないということであったが、どのような理由によりできないのか。

教育総務課監察班長： e-ラーニングの受講については、インターネットエクスプローラーの環境が必要となるが、県庁内のパソコンは制限により、インターネットエクスプローラーが使用できないため、導入不可となっている。

藤 井 委 員： 学校の現場も然ることながら、教育委員会事務局でもこういった事案は起こり得る。現場に e-ラーニングを徹底させている側こそ受講すべきではないか。

理事（総括担当）： 対応については検討する。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成 30 年度第 10 回教育委員会定例会を閉会とする。